松阪市立小学校プールのあり方 に関する答申書

平成28年11月

松阪市立小学校プールのあり方検討委員会

目 次

1	は	ごめし	C				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	答	申					•	•				•	•		•	•	•			•	2
3	付	帯	意	見			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
資	料	• ====================================																			
1		間書		554 1 1 - -	. ,0	1 1 2	·	•	• ^=	•	•	• = /	•	•	• = <i>E</i>	• 7 <i>5</i> 7	• *<	•	•	•	5
2				学校に					更言	寸술	 シ ラ	見分	₹3	会 員	₹?	台海		•	•	•	1.0
3				催状沙				宇	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
4	•			ルの窓				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
5	0	歳か	ら1	2歳3	Eで0	つ人口	統語	+	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
6	地	区水	泳の	実施場	犬況	(平成	2 8	3 左	FB	乏)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
7	松	:阪市	立小	学校に	プ - フ	レのあ	りっ	方杉	食言	寸氢	到	€	計	安置	量曼	更組	畄	•	•	•	14

1 はじめに

松阪市立小学校プールのあり方検討委員会(以下「検討委員会」という)では、平成28年6月17日に、松阪市教育委員会から小学校プールのあり方についての諮問を受け、本市における小学校プールの現状や課題点の整理・洗い出しを行いながら、全5回の検討委員会を開催し、小学校プールのあり方についての検討を行ってきました。

検討の視点としては諮問書にあるように子ども達にとって「よりよい教育環境の整備、充 実した学校教育の実現」を第一と考え、各分野から選出された委員から構成される検討委員 会が検討してきた結果を、ここに答申書として取りまとめました。

この検討委員会の論点としては、次の4点を中心に議論を重ねました。

- ・小学校での水泳授業における指導面・施設面での質を向上させること
- ・市内 36 校の全ての小学校にプールが設置されているが、一部の小学校ではプールの老 朽化の課題に直面し更新維持管理費の増大が見込まれること
- ・更新維持管理費の財源については、税収が伸び悩む現状の中で市町村合併の特例措置である普通交付税の合併算定替の終了により普通交付税が段階的に減少する一方、社会保障関係費用の増加が見込まれ、現状の施設を全て維持していくことが困難な状況であること
- ・市の現状と今後の少子化傾向を踏まえると、現状のプール数を確保していくのか、また は何か別な方法は考えられないかということ

今後の松阪市内の小学校プールのあり方の検討を行うにあたっては、学校ごとに児童数やプールの建築年度が異なることや、小学校が設置されている各地域の事情も異なっていることを考慮する必要があります。

この検討委員会においては、小学校ごとの個別かつ具体的なプールのあり方についての 議論は別途の機会に委ねることとし、市内全体の小学校プールの今後のあり方に関して、一 つの大きな方向性を示すものとして答申を行います。

この答申に基づいて松阪市の未来を担う子ども達がよりよい教育環境のもとで、充実した学校教育を受けられるようになることを期待します。

松阪市立小学校プールのあり方検討委員会

委員長 杢子 耕一

2 答申

(1)松阪市における小学校プールを取り巻く現状や課題について

①小学校における水泳指導面について

現在、小学校における水泳指導については学習指導要領に定められた内容に基づき、各学年で水遊びや浮く・泳ぐの運動、またクロールなどといった泳ぎの授業を行っている。体育の授業における水泳指導については約4週間の期間内で各学年10回程度の授業を計画しているが、天候に左右されやすく水泳授業が当初の計画の半分程度しか行えない場合もある。児童にとっても水泳授業に対する満足度が必ずしも十分でないことが懸念される。

また、現状では児童数に対して指導する教員の数が少ないなど、個々の子ども達の泳力に合わせた授業を行うことが難しい状況ともなっている。

一部の学校では年 1 回程度、民間企業による地域貢献として民間プール施設を利用する、あるいは小学校のプールに指導員を派遣してもらうなど、水泳指導に工夫を加えている学校もある。

②地区水泳などの小学校プールの機能について

小学校に設置されているプールについては体育の授業で使用する以外にも、市内のほとんどの小学校で夏季休暇中に地区水泳としてプールを PTA に貸与し PTA が管理運営を行っている現状がある。実施日数については学校によって異なるが7日間から15日間となっており、児童の参加率も16%から65%の幅となっている。傾向としては大規模校ほど地区水泳に対する参加率が低く、小規模校ほど参加率が高い傾向にある。また、その他の機能としては災害時の貯水槽としての機能を一部では期待されているが、近年においては耐震性貯水槽の整備が進められており、現状においては小学校プール自体の耐震性を考慮すると、防災上の役割は極めて限定的と思われる。

③小学校プールの老朽化について

現在、松阪市内には休校中の小学校を除いて36校の小学校が設置されている。それら全ての小学校に設置されているプールについては建築年が古いものでは昭和40年代から昭和50年代に建てられたものもあり、建築後40年経過しているプールもあるなど老朽化が進展している。現状においても毎年プールの修繕に経費を支出しており、今後もこの傾向は増大していくと考えられる。今後は小学校プールの改築や大規模な修繕を行う必要があることから、多額の経費が掛かるものと見込まれている。

(2) 他市の先進的な取り組みについて

他市の先進事例では民間プール施設を活用するなどし、指導面やコスト面において 効果的で効率的な取り組みを行っている事例も見受けられる。

①民間プール施設活用の先進事例(千葉県佐倉市、愛知県名古屋市で導入)

(千葉県佐倉市における実際の授業の様子)

- ・平成 25 年度より佐倉市内 2 校の小学校 (児童数 600 人規模、900 人規模の学校) で実施
- ・泳力別のきめ細かい授業の実施
- ・屋内温水プールのため天候に左右されず、計画どおりの授業の 実施が可能(約4週間の期間内で各学年4回の授業を実施)
- ・25m×7コースのプール、更衣室やロッカーを完備した施設面が充実
- ・水泳授業中の安全管理体制の充実
- ・民間プール施設への移動はバス送迎を実施(片道10分程度)

②民間プール施設を活用する場合の考えられるメリット

- ・指導面: 教員に加えて民間プール施設の指導員による指導で、児童にとって個々 の泳力に応じた指導が受けられる
- ・施設面:屋内プールのため天候に左右されず授業が実施でき、水温・水質も良好で紫外線対策としても有効である。また安全性も高い
- ・管理面:衛生管理業務などの学校負担の軽減が図られる
- ・財政面:民間委託することで、建設費・維持管理費等を含んだ総費用が削減で きる

(3) 小学校プールのよりよいあり方について

①民間プール施設の活用の検討について

検討委員会で市内の民間プール施設の視察を行い、その結果、プールは屋内で温水であり、広い更衣室や多くの水泳補助具が整備されているといった施設面でのメリットが確認された。また、先行した他市の事例でもあったように指導面で多くの指導者が子ども達に付き添うことでよりきめ細かな指導が行われていた。安全な環境のもとで、子ども達の個々の泳力に合わせた指導が行えることから、泳力の向上に繋がることと考えられる。

現状において、小学校プールは授業で使用する期間が夏場の6月~7月の約2ヶ月間に限られる反面、多額の建設費や維持管理費が必要となっている。厳しさを増している本市の財政状況を踏まえつつ、子ども達にとって指導面でのさらなる充実やよりよい施設環境の下での授業を行うため、民間プール施設の活用の可能性を検討するものとする。

なお、検討を行う際には、各学校のおかれた地域性を十分考慮した上で、学校からの移動時間などの条件が満たされた場合に、民間プール施設の活用を第一選択肢として検討することとする。

検討委員会でも議論があったように民間プール施設の活用については、本市ではこれまで行ったことのない新たな取り組みであり、指導面や施設面の課題を検証するため、まずはモデルケースとして導入・実施した上で、結果の検証を行うことが望ましい。

また、現状市内の各学校で地区水泳も実施されていることから、地区水泳を引き続き実施していく方法も含めて検討されたいが、民間プール施設を活用した場合には地区水泳を実施していくことは困難となる。結果の検証ではこうした点も含めて検証していくこととする。

②小学校プールと市営プールとの関係について

検討委員会で議論を行った結果、小学校プールの代替施設として市営プール(松阪 公園プール、流水プール)を活用していくことは以下の点において課題があり、市営 プールで授業を行うことは困難と判断した。

- 1. 市営プールの開始時期が学校授業における開始時期より遅い
- 2. 授業で使用するには 25mプールが適切であるが、流水プールには 25mプールはなく、また 25mプールがある松阪公園プールについては深さの面から低学年用の使用には向いていない
- 3. 市営プールの営業時には一般利用者もいることから授業を行うのに適さない

③小学校プールのセンター方式化について

小学校プールのセンター方式化とは、近隣の小学校のプールを集約化し一つの小学校のプールを有効に活用し水泳授業を実施する手法である。民間プール施設が近隣にない場合などの条件下では、センター方式化による授業の実施を検討することでコスト面などを抑えることができる。

センター方式化にて授業を実施する場合には、拠点となる小学校プールの収容能力 や各学校のカリキュラム編成、移動方法など、子ども達の授業に影響が出ないよう検 討を行う必要がある。

④小学校プールの大規模な改修・改築について

検討委員会において議論を進めるなかで、近隣に民間プール施設がない場合や、小学校プールのセンター方式化が困難な場合も多いのではないかという問題点が指摘された。そうした場合においては、小学校のプールは年々老朽化が進展していることから、計画的にプールの改修や、場合によっては改築も含めて検討していく必要がある。

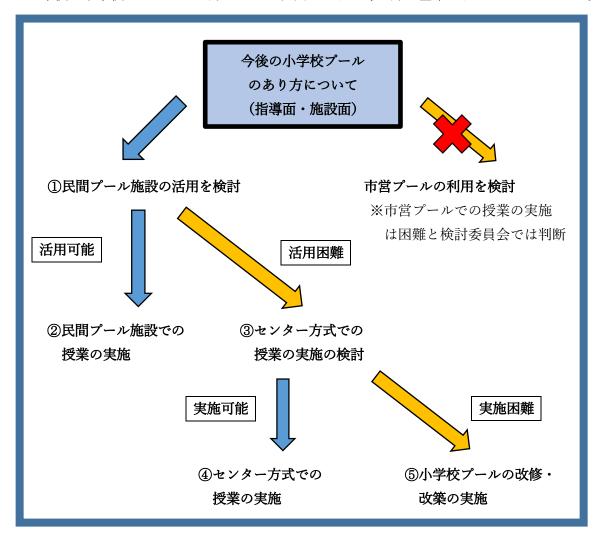
⑤使用されなくなった小学校プールについて

将来的に民間プール施設の活用や小学校プールのセンター方式化を実施した場合で、不要となった小学校のプールについてのあり方に関して議論を行った結果、不要となったプールについては維持管理費が掛かることや、老朽化したプールを残すことによって児童の安全面においても課題があることから、不要となったプールについて速やかな撤去を行うことが望ましいと考えられる。

なお、検討委員会の中でも議論があったが、プール撤去後の跡地については有効利 用を検討していく必要がある。

(4)検討委員会としての結論について

今後の小学校プールのあり方について、次のような考え方を基本とすることが望ましい。



検討委員会の結論としては、上図に示すように老朽化などにより小学校プールの利用の継続が困難となった場合には、民間プール施設の活用を検討することとする。検討の結果、授業を行えるような条件が整っている場合には、保護者に現状より金銭的負担をかけることなく民間プール施設の活用を行う。一方、民間プール施設の活用が困難な場合には、センター方式での授業の実施を検討する。さらに、センター方式での実施が困難な場合には、最終的に小学校プールの改修または改築を行っていく必要がある。

また、それぞれの水泳授業の実施方法には『(3) 小学校プールのよりよいあり方について』で述べたようにメリット・デメリットがあるので、個別具体的にどの方法を取るかについては教育委員会の判断に委ねる。なお、民間プール施設の活用を検討するにあたっては、まずはモデルケースとして導入実施することが必要と考える。

3 付 帯 意 見

今回の諮問事項に対する答申は以上のとおりであるが、検討委員会における検討経過を 踏まえ、次のとおり意見を付すこととしたので、今後の小学校プールのあり方に関して十 分に配慮されることが望ましい。

(1) 地区水泳について

小学校にプールがなくなった場合、現在各小学校で実施している地区水泳については 実施が困難となる。各委員の意見より、地区水泳への期待は大きく、検討委員会としては、 地区水泳がこれまで果たしてきた役割を尊重していく必要があるとの意見とする。

議論のなかでは、地区水泳における保護者の負担があるとの意見や、安全管理上、現状の監視体制が質の面から十分なものであるかとの指摘もあった。学校との連携で安全性を向上させる等、今後、地区水泳を継続していく場合には、こうした点も十分に考慮されたい。

地区水泳の実施については、検討課題は多いものの市営プールや近隣の小学校プールを活用するなどの方法も考えられる。ただし、それらの場合においても市営プールまで低学年の児童が通う場合には学校区を超えることから校則で保護者の同伴がいることや、センター方式を実施した場合には地区外の学校に通うことになることからの課題点もある。これらの課題点についての整理は今後の議論に委ねる。

(2) 小学校と民間プール施設との連携について

民間プール施設や指導者に対して、水泳指導の専門家として過大評価することなく、学校体育としての水泳授業の観点から双方で十分な打ち合わせを行い、スムーズな授業運営が行えるよう配慮すること。特に指導面で、民間プール施設側に水泳指導を一任するのではなく、学校における授業であるという認識を持って水泳授業に取り組まれたい。また、民間プール施設の活用は事業者を十分に精査し委託を進めて行くこと。

各学校のおかれた状況や地域性は異なるため、その点を十分考慮のうえ、上記に示された今後の小学校プールのあり方を検討されたい。

16 松教総第 000288 号

資料1

平成 28 年 6 月 17 日

松阪市立小学校プールのあり方検討委員会

委員長 様

松阪市教育委員会 教育長 東 博 武

諮問書

松阪市立小学校のプール施設のよりよい教育環境の整備、充実した学校教育の実現のため、松阪市立小学校プールのあり方検討委員会設置要綱(平成28年松阪市教育委員会告示第26号)第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

諮問事項

今後の小学校プールのあり方について基本的な構想の策定に向け、内容や方向性について検討を行う。

松阪市立小学校プールのあり方検討委員会委員名簿

役職等	氏 名	所属等
委員長	杢子 耕一	中京大学スポーツ科学部 教授
副委員長	松本 吉弘	松阪市立第一小学校 校長
	東出 直樹	保護者代表
	粕谷 和子	保護者代表
	田浦 孝浩	保護者代表
委員	坂口 茂明	松阪市立山室山小学校 校長
女 只	丸山 竜平	松阪市立幸小学校教諭
	山 本 築	松阪市立揥水小学校教諭
	松名瀬 弘己	松阪市教育委員会事務局 局長
	橋爪 敏昭	松阪市経営企画部次長兼行政改革特命担当

(順不同 敬称略)

委員会の開催状況と検討内容等

区分	日時場所	主な検討内容等
第1回	平成 28 年 6 月 17 日 午後 4 時から 教育委員会 2 階 会議室	・委嘱状等の交付、委員長等の選出及び諮問書 の手交 ・小学校プールの現状と課題や論点等につい て
第2回	平成 28 年 6 月 30 日 午後 3 時から 教育委員会 2 階 会議室	・民間プール施設での水泳授業の視察 ・地区水泳の現状について ・市営プールの使用状況等について
第3回	平成 28 年 7 月 22 日 午後 3 時から 教育委員会 2 階 会議室	・県内他市の地区水泳の現状について ・小学校プールの今後のあり方に関する議論 について(民間プール施設・地区水泳等)
第4回	平成 28 年 9 月 30 日 午前 10 時から 教育委員会 2 階 会議室	・平成 28 年度市営プール及び地区水泳の状況 について ・小学校プールのあり方検討委員会の答申 (案)の検討について(1)
第 5 回	平成 28 年 11 月 4 日 午後 3 時から 教育委員会 2 階 会議室	・小学校プールのあり方検討委員会の答申 (案)の検討について(2)

資料 4

学校別プールの経年状況等

平成28年4月1日時点

														平成28	年4月1	4月1日時点	
٠٠٠ ماسل ١٧٤	14 F- 14-	経過	Lette Nala		大ブ	゜ール	Smt		- 小プール - 水深 - 水深		水	コ	浄 化	便所	更衣		
学校名	竣工年度	年数	構造	縦	横	深	深 浅	縦	横	深	冼 浅	面積	ス	装置の 年 式	有無	室の有無	
第一小	S50.12.1	41	RC	25	10	1.15	0.9	10	5	0.7	0.7	300 m²	6	H21	×	0	
第二小	H11.2.1	17	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	300 m²	5	H11	0	0	
第三小	H13.3.15	15	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	300 m²	5	H13	0	0	
第四小	H9.3.1	19	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	300 m²	5	Н9	0	0	
第五小	H8.3.1	20	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.8	0.65	$300\mathrm{m}^2$	5	Н8	0	0	
幸小	H9.3.1	19	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	$300\mathrm{m}^2$	5	Н9	0	0	
松江小	H9.3.1	19	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	$300\mathrm{m}^2$	5	Н9	0	0	
伊勢寺小	S58.7.1	33	А	25	8	1.1	0.9	25	4	0.7	0.6	300 m²	5	H23	0	0	
阿坂小	H14.3.15	14	А	25	6.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.60	250 m²	4	H14	0	0	
松ヶ崎小	H22.6.16	6	ステンレス	25	6.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	250 m²	4	H22	0	0	
港小	H9.3.1	19	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	$300\mathrm{m}^2$	5	Н9	0	0	
東黒部小	H3.6.1	25	RC	25	6.5	1.15	1.0	25	3.5	0.8	0.65	250 m²	4	НЗ	0	0	
西黒部小	H10.2.1	18	А	25	6.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	250 m²	4	H10	0	0	
機殿小	H7.2.1	21	RC	25	6.5	1.2	1.05	25	3.5	0.8	0.65	250 m²	4	Н7	×	0	
朝見小	H8.3.1	20	А	25	6.5	1.1	1.0	25	3.5	0.8	0.65	250 m²	4	Н8	0	0	
揥 水 小	H8.3.1	20	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.8	0.65	$300\mathrm{m}^2$	5	Н8	0	0	
漕代小	H10.2.1	18	А	25	6.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	250 m²	4	H10	0	0	
花岡小	H10.2.1	18	А	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	300 m²	5	H10	0	0	
松尾小	H15.3.15	13	FRP	25	8.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.60	$300\mathrm{m}^2$	5	H14	0	0	
大河内小	H23.6.30	5	ステンレス	25	6.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	250 m²	4	H20	0	0	
南小	H12.2.29	16	А	25	6.5	1.1	1.0	25	3.5	0.65	0.6	250 m²	4	H12	0	0	
射和小	S57.7.1	34	RC	25	8	1.1	0.9	25	3.8	0.8	0.6	295 m²	5	H24	0	0	
山室山小	S53.8.1	38	RC	25	8	1.1	0.9	25	3.8	0.8	0.6	295 m²	5	H21	0	0	
徳和小	S55.9.1	36	RC	25	8	1.1	0.9	25	3.8	0.8	0.6	295 m²	5	H21	0	0	
豊地小	H16.3.31	12	ステンレス	25	13	1.2	1	13	5	0.65	0.6	390	7	H14	×	0	
中川小	S62.8.20	29	А	25	15	1.2	1	15	6	0.65	0.6	465	5	H24	0	0	
豊田小	H4.9.11	24	А	25	13	1.2	1	13	5	0.65	0.6	390	6	H4	0	0	
中原小	H4.3.27	24	А	25	13	1.2	1	13	5	0.65	0.6	390	6	H4	×	0	
天白小	H9.3.14	19	FRP	25	13	1.1	0.9	18.5	4	0.7	0.7	399 m²	6	Н9	0	0	
鵲小	H7.2.28	21	FRP	25	13	1.1	0.9	12.5	4	0.7	0.7	375 m²	6	H7	0	0	
小 野江小	H6.3.20	22	FRP	25	13	1.1	0.9	12.5	4	0.7	0.7	375 m²	6	Н6	0	0	
米ノ庄小	H3.9.30	25	FRP	25	13	1.1	0.9	8	4	0.7	0.7	357 m²	6	Н3	0	0	
柿野小	S44.7.25	47	RC	25	9	1.1	0.75					225	5	Н6	0	0	
粥見小	S43.7.18	48	RC	25	10	1.1	0.7	10	3.5	0.6	0.55	285	5	H4	0	0	
香肌小	S55.7.1	36	А	25	11	1.2	1	20	3.5	0.65	0.35	345	5	Н9	0	0	
宮前小	S45.7.1	46	RC	25	12	1.2	1	22	4	0.7	0.63	388	6	H5	0	0	

資料 5

0歳から12歳までの人口統計(平成28年4月1日現在) (単位:人)

管内別	表示区分	年齢別 人口合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
本庁管内	男	6,942	474	470	482	506	549	533	545	561	564	540	525	615	578
平川 昌四	女	6,448	477	451	417	472	512	483	501	503	541	516	512	517	546
管内合計	計	13,390	951	921	899	978	1,061	1,016	1,046	1,064	1,105	1,056	1,037	1,132	1,124
嬉野管内:	男	1,240	91	95	92	102	98	88	102	110	87	99	88	93	95
焙却官內	女	1,130	69	78	72	88	87	86	97	97	109	79	89	88	91
管内合計	計	2,370	160	173	164	190	185	174	199	207	196	178	177	181	186
三雲管内	男	1,173	86	83	89	79	94	105	102	101	81	86	85	86	96
—去自ri	女	1,145	90	86	90	112	94	96	89	98	92	87	73	63	75
管内合計	計	2,318	176	169	179	191	188	201	191	199	173	173	158	149	171
飯南管内	男	215	10	15	9	19	20	12	14	14	21	15	20	27	19
	女	167	8	12	8	12	11	21	14	14	7	13	19	13	15
管内合計	計	382	18	27	17	31	31	33	28	28	28	28	39	40	34
飯高管内	男	110	4	6	8	5	8	7	11	9	9	11	9	12	11
	女	92	8	4	7	6	4	10	12	5	5	5	9	7	10
管内合計	計	202	12	10	15	11	12	17	23	14	14	16	18	19	21
年齢別	男	9,680	665	669	680	711	769	745	774	795	762	751	727	833	799
市内	女	8,982	652	631	594	690	708	696	713	717	754	700	702	688	737
総合計	計	18,662	1,317	1,300	1,274	1,401	1,477	1,441	1,487	1,512	1,516	1,451	1,429	1,521	1,536

資料6

地区水泳の実施状況 (平成 28 年度)

学校名	午	前	午	後	予定 日数	実施 日数	中止日数	時間	分	全分	延べ 参加者 数	児童数	1日平均利 用者数(人)	1日あたり の利用割合 (%)	1回におけ る 監視員数
第一小学校			13:30	15:00	12	11	1	1:30	90	990	615	187	56	29.90	10~13
第二小学校	9:30	11:00	13:30	15:00	10	8	2	3:00	180	1440	288	147	36	24. 49	9~11
第三小学校			13:00	15:00	12	10	2	2:00	120	1200	567	230	57	24.65	6~9
第四小学校	9:00	11:30	13:00	15:30	12	10	2	5:00	300	3000	1,576	571	158	27.60	7~10
第五小学校	10:00	11:30	13:30	15:00	7	6	1	3:00	180	1080	1,038	538	173	32. 16	10~12
幸小学校	10:00	11:20	13:30	14:50	10	10	0	2:40	160	1600	1, 118	467	112	23.94	11
松江小学校	10:00	12:15	13:30	15:45	10	9	1	4:30	270	2430	1, 117	370	124	33. 54	6~7
伊勢寺小学校			13:00	14:40	10	8	2	1:40	100	800	455	200	57	28. 44	8~15
阿坂小学校			13:00	14:30	11	9	2	1:30	90	810	357	92	40	43. 12	5~6
松ケ崎小学校	10:30	11:40			12	10	2	1:10	70	700	260	56	26	46. 43	4
港小学校	13:00	14:20	14:40	16:00	10	8	2	2:40	160	1280	802	285	100	35. 18	8~12
東黒部小学校			13:30	15:00	10	9	1	1:30	90	810	213	36	24	65.74	3
西黒部小学校			13:00	14:30	12	11	1	1:30	90	990	481	85	44	51.44	5
機殿小学校			13:00	14:15	11	10	1	1:15	75	750	320	49	32	65. 31	5
朝見小学校			13:00	15:00	10	9	1	2:00	120	1080	467	93	52	55. 79	6~7
揥水小学校	13:00	14:30	15:00	16:30	12	10	2	3:00	180	1800	922	214	92	43.08	6
漕代小学校			13:30	15:00	12	11	1	1:30	90	990	514	85	47	54.97	4
花岡小学校	10:00	11:30	13:30	15:00	14	12	2	3:00	180	2160	1, 169	594	97	16.40	12~18
松尾小学校	13:10	14:30	14:50	16:10	10	7	3	2:40	160	1120	738	298	105	35. 38	11~12
大河内小学校			13:00	15:00	11	10	1	2:00	180	1800	445	90	45	49.44	4
南小学校			13:00	15:00	13	11	2	2:00	120	1320	401	76	36	47.97	4~5
射和小学校			12:30	15:00	12	10	2	2:30	150	1500	512	178	51	28. 76	6
山室山小学校			12:50	16:15	10	8	2	3:25	205	1640	952	615	119	19.35	6~13
徳和小学校	9:45	12:10	13:00	15:25	10	10	0	4:50	290	2900	1,723	825	172	20.88	7~17
豊地小学校			13:30	14:50	9	7	2	1:20	80	560	565	175	81	46. 12	15~16
中川小学校			13:15	14:45	9	8	1	1:30	90	720	1,095	658	137	20.80	14~16
豊田小学校			13:15	15:00	9	7	2	1:45	70	490	470	140	67	47.96	11~12
中原小学校			13:00	15:00	12	4	8	2:00	120	480	285	148	71	48.14	10~11
天白小学校			13:15	15:15	14	13	1	2:00	120	1560	1, 197	491	92	18.75	8~16
鵲小学校			12:30	15:10	10	8	2	2:40	80	640	494	124	62	49.80	9~10
小野江小学校			13:20	15:25	12	7	5	2:05	180	1260	745	270	106	39. 42	9~10
米ノ庄小学校			13:20	14:40	12	9	3	1:20	80	720	530	135	59	43.62	8~9
柿野小学校			13:00	15:00	14	12	2	2:00	120	1440	273	81	23	28. 09	4~5
粥見小学校			13:00	15:00	11	10	1	2:00	120	1200	407	109	41	37. 34	6~8
宮前小学校			13:00	15:00	15	13	2	2:00	120	1560	438	84	34	40.11	5
平 均					11	9	2		134. 2	1245	654	244	73	36.8	
※香肌小学校は開	設予定	なし													

松阪市立小学校プールのあり方検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 松阪市立小学校における学校プールのあり方に関し意見や提案を求め、民間委託をはじめとする今後の施設整備の方針に反映させるため、松阪市立小学校プールのあり 方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、今後の小学校のプールのあり方について基本的な構想の策定に向け、内容や方向性について検討するものとする。

(組 織)

- 第3条 検討委員会は、委員10人程度をもって構成する。
 - 2 委員は、
 - 学識経験者、関係行政機関、関係団体の代表者、教職員関係者、本市の職員、その他教育 委員会が必要と認める者をもって充てる。
 - 3 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から平成29年3月31日までとする。また、 委員が欠けた場合における補欠委員は補充できるものとする。
 - 4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。ただし、委員長には所管課該当部 局の職員を選定することはできない。

(運 営)

- 第4条 委員長は、検討委員会を代表し会務を総括する。
 - 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長を、委員長及び副委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた代理者をもってその職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 検討委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。
 - 2 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報 告)

第6条 委員長は、検討委員会で審議した事項について、教育委員会に報告するものとする。

(委員報酬及び費用弁償)

第7条 委員(公務上出席した委員を除く。)及び第5条第2項の規定に基づく招集者の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(守秘義務)

第8条 委員及び検討委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が 検討委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月2日から施行する。